

国水環防第8号  
平成29年6月19日

各都道府県 水防担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長

### 水防法の一部改正に伴う避難確保計画作成の手引きの充実について

水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）が施行され、水防法に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画作成、訓練の実施が義務づけられました。

この改正を受けて、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」（以下、「手引き」とする）について、内容の改定（別添1及び2）と合わせて、施設管理者等が計画作成する上で参考となるよう解説を充実した手引き別冊（作成支援編・様式編）（別添3）を追加しましたのでお知らせします。ついては、貴管内関係市町村に周知するとともに、貴管内関係市町村に対し、施設管理者等への周知方取り計らわれるようお願いいたします。

また、本手引きおよび別途通知された「「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について」（H29.6.19付国水環防第5号）を活用し、施設管理者等において適切に避難確保計画が作成されるよう、貴管内市町村と連携して適切な対応をお願いいたします。

なお、全国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、施設管理者等による避難確保計画作成、訓練の実施等に対する技術的助言を行っておりますので適宜ご活用ください。

<災害情報普及支援室一覧（全国の相談窓口）>

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html>